

都内各医療機関 管理者 殿

東京都保健医療局医療政策部長
新倉 吉和
(公印省略)

令和6年度厚生労働省補正予算事業「生産性向上・職場環境整備等支援事業」
について (情報提供)

日頃より、東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和6年12月に成立した令和6年度厚生労働省補正予算における、医療施設等経営強化緊急支援事業(緊急支援パッケージ)「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について、厚生労働省より情報提供がございましたので、下記によりお知らせいたします。

本事業に関する予算については、令和7年度予算に繰り越した上で実施されることとなり、今後、令和7年度事業の実施要綱等が示される予定です。(令和7年度予算に繰越を行うことにより事業の終期を令和8年3月31日まで延長予定)

なお、対象は、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている医療機関となりますので、申請意向がある場合は、至急御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 事業実施年度

東京都では、令和7年度実施要綱を策定し実施する(令和6年度中の実施はございません)。

※当該事業の交付要綱等が示されていないため、詳細については改めて御連絡させていただきます。

※参考：[厚生労働省ホームページ「医療施設等経営強化緊急支援事業について」](#)

2 実施方法

医療機関は東京都に交付申請を行って交付を受け、実績報告及び仕入控除税額報告を行う。

3 支給対象医療機関

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている(※)病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーション

※本事業における、ベースアップ評価料の「届出」とは厚生局に書類が到達した日を指し、令和7年3月31日までに届出を行い、令和7年4月1日以降、書類の不備があつて返戻された場合や、審査支払機関から返戻された場合でも、最終的に受理されれば届出日に届け出たものと見なされる。

4 支給要件

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下の業務効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか（複数可））に所要の経費に相当する給付金を支給する。

(1) ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

(2) タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

(3) 給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

5 支給額の算定方法

(1) 病院・有床診療所（医科・歯科）

許可病床数×4万円

※4床以下の場合は18万円

(2) 無床診療所（医科・歯科）・訪問看護ステーション

1施設×18万円

※いずれの場合も補助率は10分の10

6 留意事項

給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求めることとなっております。

(1) 対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。

(2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

7 その他

(1) 厚生労働省から交付要綱やQ&Aが示され次第、随時情報提供させていただきます。

(2) 対象医療機関数が非常に多いため、御質問は以下のお問い合わせフォームに御入力をお願いいたします。今後、順次示される情報の確認等のためお時間をいただくこともありますので御承知おきください。

お問い合わせフォーム：<https://logoform.jp/form/tmgform/955748>

【担当】

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画調整担当 山家

電話：03-5320-4441（直通） E-mail：S1150404@section.metro.tokyo.jp